

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>県道越谷野田線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>北葛飾郡松伏町大字松伏字河原町三〇六二番一地 先から同郡同町大字松伏字河原町三〇六二番一地 先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和四年三月十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十年十二月五日 付け埼玉県越谷県土整 備事務所長告示第三十 五号で告示した道路予 定区域の一部供用開始 である。延長一〇・四二 メートル</p>